

沖縄県地産地消推進県民会議幹事会設置要領

(目的)

第1条 沖縄県地産地消推進県民会議（以下「県民会議」という。）の円滑な運営・管理に資するため沖縄県地産地消推進県民会議幹事会（以下「幹事会」という）を設置する。

(検討事項)

第2条 幹事会は、次の事項及びこれらに関連する事項について検討する。

- (1) 県民会議の運営・管理に関すること
- (2) 地産地消推進運動に関すること

(構成)

第3条 幹事会は、会長1名、副会長3名及び会員で構成する。

- 2 会員の構成は、別表第1のとおりとする。
- 3 会長及び副会長は別表第2に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 幹事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 副会長は、会長の指示により、その職務を代行する。

(事務局)

第5条 幹事会の事務局は、沖縄県農林水産部流通・加工推進課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この設置要領は、平成16年 2月 8日から施行する。

この設置要領は、平成18年 2月 20日から施行する。

この設置要領は、平成24年 1月 10日から施行する。

この設置要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

この設置要領は、平成30年 7月 2日から施行する。

この設置要領は、平成30年11月19日から施行する。

この設置要領は、令和5年11月9日から施行する。

この設置要領は、令和6年9月24日から施行する。

この設置要領は、令和7年1月24日から施行する。

別表第1（第3条関係）

構成分類	所 属	役 職
消費者	一般社団法人沖縄県女性連合会 沖縄県生活協同組合連合会 公益社団法人沖縄県栄養士会 沖縄県学校栄養士会 沖縄県食生活改善推進員連絡協議会	副会長 専務理事 副会長 副会長 副会長
生産者	沖縄県農業協同組合中央会 農政営農部 沖縄県農業協同組合 沖縄県花卉園芸農業協同組合 沖縄県漁業協同組合連合会 沖縄県森林組合連合会 沖縄県酪農農業協同組合	部長 部長 参事 専務理事 専務理事 参事
流通・加工等	沖縄県食品産業協議会 沖縄県木テル旅館生活衛生同業組合 沖縄県飲食業生活衛生同業組合 一般社団法人 沖縄県調理師会 公益財団法人 沖縄県学校給食会 公益財団法人 沖縄県畜産振興公社 イオン琉球株式会社 株式会社サンエー 沖縄協同青果株式会社	事務局長 専務理事 理事 副会長理事 事務局長 専務理事 部長 常務取締役 常務取締役
行政	保健医療介護部 健康長寿課 教育厅 保健体育課 文化観光スポーツ部 観光振興課 農林水産部 流通・加工推進課 園芸振興課 糖業農産課 畜産課 営農支援課 森林管理課 水産課	課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長 課長

別表第2（第3条関係）

役 員	所 属	役 職
会長	沖縄県農林水産部流通・加工推進課	課長
副会長	沖縄県農業協同組合	部長
副会長	沖縄県食品産業協議会	事務局長
副会長	一般社団法人沖縄県女性連合会	副会長